

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第50号

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条第3項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(報酬の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内扱とみなす。この場合において、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべき報酬と改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬との差額の支給日は、市長が別に定める。